

国民健康保険税(国保税)の産前産後制度のよくある質問

Q1 届出をしないと、産前産後制度は受けられないのですか？

A1 原則、届出は必要です。

ただし、未届の方で守谷市の出産育児一時金や住民記録台帳から出産の事実が確認できた場合は、職権で行う場合があります。

後日、保険税を再計算し、納税通知書または変更通知書を送付しますのでご確認ください。

Q2 郵送による手続きはできますか？

A2 郵送でも手続きが可能です。(国民年金も郵送での手続きが可能です。)

届出書類の送付を希望される場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

また、市ホームページより届出書をダウンロードすることも可能です。

Q3 出産前に届出を行い、出産予定日と実際の出産日が異なった場合、再度の届出が必要ですか？

A3 再度の届出は不要です。

実際の出産日が異なったとしても、原則出産前の届出に基づく保険税の軽減額や対象期間は変更されません。

Q4 すでに保険税を納めていますが、保険税は戻ってきますか？

A4 軽減制度適用の結果、納め過ぎた保険税がある場合には後日還付します。

ただし、過去に未納になっている保険税がある場合には、その未納となっている保険税に充当します。

Q5 出産（予定）日が3月の場合、保険税はどのように軽減されますか？

A5 対象期間が年度をまたぐ場合には各年度の保険税からそれぞれ減額されます。

例えば、令和6年3月に出産した場合、令和6年2月・3月相当分については令和5年度保険税から減額され、令和6年4月・5月相当分については令和6年度保険税から減額されます（下記の図参照）。届出受付後、各年度の保険税の納税通知書または変更通知書を送付しますのでご確認ください。

	令和5年 12月	令和6年 1月	2月	出産月 3月	4月	5月	6月
たんた い 単胎妊娠 (出産)	×	×	○	○	○	○	×

令和5年度保険税より減額
※令和4年中の所得より判定
令和6年度保険税より減額
※令和5年中の所得より判定

…対象期間

Q6 3月に出産後4月に他自治体へ転出予定ですが、保険税はどのように軽減されますか？

A6 2月・3月相当分については守谷市の保険税から減額し、4月・5月相当分については、転出先自治体の保険税から減額されることになります。

転出先自治体での保険税の減額手続きについては、転出先自治体の担当部署にお問い合わせください。
※異動先が国民健康保険の場合は、継続して軽減を受けられます。

Q7 出産後に社会保険に加入しても、軽減は継続して受けられますか？

A7 国民健康保険の産前産後の軽減制度のため、社会保険に加入した月からは、対象外となります。

【例】3月の出産予定者(出産されたかた)が翌月から社会保険に加入した場合。

たんた い 単胎妊娠 (出産)	令和5年 12月	令和6年 1月	2月	出産月 3月	4月	5月	6月
健康保険	国民健康保険				社会保険		
軽減			○	○	×	×	